

令和3年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他 ）

No	15	府 省 庁 名	厚生労働省
対象税目	<u>個人住民税</u> 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 <u>その他</u> （徴収規定）		
要望 項目名	雇用保険制度の見直しに伴う税制上の所要の措置		
要望内容 （概要）	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 雇用保険制度の在り方について、労働政策審議会において検討を行い、その結果等を踏まえて、所要の措置を講ずる。 ・ 特例措置の内容 現在のところ未定である。		
（関係条文）	雇用保険法（昭和49年法律第116号） 第11条（受給権の保護） 失業等給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。 第12条（公課の禁止） 租税その他の公課は、失業等給付として支給を受けた金銭を標準として課することができない。 第61条の6（育児休業給付） 2 第10条の3から第12条までの規定は、育児休業給付について準用する。		
減収 見込額	[初年度] — (—) [平年度] — (—) [改正増減収額] — () (単位：百万円)		
要望理由	(1) 政策目的 雇用保険制度の在り方について、労働政策審議会において検討を行い、その結果等を踏まえて、所要の措置を講ずる。 (2) 施策の必要性 失業等給付及び育児休業給付は、その給付目的達成のため必要最小限度に設定するものであり、これに対して課税した場合、憲法第25条に国の社会的使命として明らかにされている、国民に対する最低生活保障の原則に矛盾する等の理由から、非課税措置が不可欠である。 ※ 例えば、基本手当日額は離職前賃金の45%～80%とされており、その上限額も設定されている。このため、これに対して課税することとなると、生活の維持が困難となる可能性がある。		
本要望に 対応する 縮減案	—		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅴ 意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること 施策大目標 4 失業給付等の支給により、求職活動中の生活の保障及び再就職の促進等を行うこと
	政策の達成目標	失業等給付及び育児休業給付の支給を通じて、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、求職活動を容易にするなど再就職を促進し、セーフティネット機能の強化を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	—
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税においても同様の要望を行っている。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	失業等給付及び育児休業給付は、その給付目的達成のため必要最小限度に設定するものであり、これに対して課税した場合、憲法第 25 条に国の社会的使命として明らかにされている、国民に対する最低生活保障の原則に矛盾することや、少子高齢化の中で国が重要課題として打ち出している少子化対策や高齢者雇用の促進、人材育成等、極めて重要な政策目的に向けた給付の効果が減殺される等の理由から、非課税措置が不可欠である。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	失業等給付に係る非課税については、法改正に合わせて平成 15 年度、平成 19 年度、平成 21 年度、平成 22 年度、平成 23 年度、平成 24 年度、平成 26 年度、平成 28 年度、平成 29 年度、令和 2 年度等に非課税措置の維持の税制要望を行った。